

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>総務部総務課総合デザイン室</u>において処理する。</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 909 1008 1308"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> <th>事務担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</td> <td>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</td> <td>学務部 学生総合支援課教育支援室</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部 学生総合支援課教育支援室	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 次長 3人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>企画課</u>において処理する。</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 909 1904 1308"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> <th>事務担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</td> <td>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</td> <td>学務課教育支援室</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課教育支援室	
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当															
教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部 学生総合支援課教育支援室															
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当															
教育	◎理事(教育担当) グローバル教育院長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課教育支援室															

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・生物システム応用科学府副府長 1人 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター所長 ・学務部長 ・その他部会長が必要と認めた者 				
研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長</p>	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究推進部研究支援課		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・生物システム応用科学府副府長 1人 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター所長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認めた者 				
研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバル</p>	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究推進部研究支援課		

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセンター長 ・学術研究支援総合センター長 ・研究推進部長 ・その他部会長が必要と認めた者 				<p>レイノベーション研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセンター長 ・学術研究支援総合センター長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認めた者 			
国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(広報・国際担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部 国際交流課	国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(広報・国際担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務課 国際交流室	

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・学務部長 ・総務部長 ・その他部会長が必要と認めた者 				<p>又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・グローバル教育院運営委員会から選出された者 1人 ・次長のうちから部会長が指名する者 2人 ・その他部会長が必要と認めた者 			
業務運営	<p>◎理事(総務・財務担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務部 総務課	業務運営	<p>◎理事(総務・財務担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を 	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務課	

<p>又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・総務部長 ・財務部長 ・その他部会長が必要と認めた者 		<p>兼ねる農学府副府長 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・次長のうちから部会長が指名する者 1人 ・その他部会長が必要と認めた者 		
---	--	---	--	--

附 則（平成31年4月1日規程第19号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。